

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和５年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 79,381 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,025,174 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名等		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	32,717	11,978	0	562	2,789	17,388
	児童福祉事業	237,042	165,066	0	2,204	9,645	60,127
	障害者福祉事業	204,991	144,344	0	263	8,347	52,037
	その他	136,827	20,415	0	41,731	10,323	64,358
	小計	611,577	341,803	0	44,760	31,104	193,910
社会保険	介護保険事業	165,109	11,962	0	0	21,169	131,978
	後期高齢者医療事業	129,335	19,932	0	0	15,123	94,280
	国民健康保険事業	57,675	25,997	0	0	4,379	27,299
	小計	352,119	57,891	0	0	40,671	253,557
保健衛生	健康増進事業	825	60	0	50	99	616
	母子保健事業	4,556	1,457	0	19	426	2,654
	予防対策事業	21,169	258	0	208	2,862	17,841
	その他	34,928	4,215	0	187	4,219	26,307
	小計	61,478	5,990	0	464	7,606	47,418
合計		1,025,174	405,684	0	45,224	79,381	494,885

※地方消費税交付金の社会保障財源化分の充当額は、各事業に要する一般財源の比率で按分しています。